

名称	丸山地区土地利用計画		
区域	位置	姫路市西脇の一部	面積 48.5 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p>稲荷神社に守られた 美しい田園環境の中で みんなが仲良く 安心して暮らし続けられるまち 丸山</p> <p>丸山地区は豊かな田園環境に囲まれ、たつの市や太子町へのアクセスも便利な地区です。稲荷神社を守り、温かいコミュニティを育みながら、新たな人を柔軟に受け入れ、安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。</p>		
基本方針	<p>1. 田園環境や割れ岩などの地域の魅力を守り、活かすまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代に農業を引き継ぐ環境を育み、割れ岩などの自然環境の保全と活用を目指します。 <p>2. 安心安全で快適に暮らし続けられるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の安全を守るとともに、快適な生活環境の形成を目指します。 <p>3. 世代を超えた交流を育むまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や行事参加などにおいて、世代を超えた交流を大切に心がけます。 		
基本計画	計画人口	昭和46年以降で最大の人口（昭和55年）	344 人
	集落区域の上限規模	計画人口及び戸数密度により算定される規模 (計画人口÷世帯当り人口[2.52人/戸]÷戸数密度[10戸/ha])	13.6 ha
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		(保全区域) 7.9 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池（七夕池、鷹の子池、信濃池、西の池）や保安林、墓地は保全区域とします。 ・貴重な地域資源である割れ岩と周辺の森林については保全区域とします。 		
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(森林区域) 14.3 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画対象民有林を含む里山は森林区域とします。 		
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(農業区域) 15.7 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興、良好な田園景観の形成や豪雨時の貯留機能など、農地の多面的機能のため、農用地区域とその周辺の一体的な農地について農業区域とします。 		
	エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		(集落区域) 8.8 ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存集落について良好な生活環境の保全を図り、集落に介在する農地や空き地については、コミュニティ維持のための戸建て住宅等が建てられるよう集落区域とします。 		
オ その他区域		(その他区域) 1.8 ha	
<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設、主要地方道姫路・上郡線に面した大規模な事業所、資材置場等はその他区域とします。 			

取り組み	守る	<p>【自然環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 笛が採れる里山や、地区東部を中心に広がる優良な農地については、適切な管理、保全を目指します。 ・ 保全区域、森林区域及び農業区域には、ソーラーパネルなどの工作物を設置しないよう努めます。 <p>【生活環境、地域の施設の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丸山公民館やスポーツ広場を適切に管理、活用していきます。 <p>【伝統・文化の伝承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲荷神社やお地蔵さん、祭りなどの伝統行事の継承を目指します。 ・ 割れ岩や参道の保安全管理に努めます。
	改善する ・ 創る	<p>【生活環境の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールヘルパーの配置やAEDや街灯、防犯カメラの整備など安心して生活できる環境づくりに取り組みます。 ・ 地区内の速度遵守など交通マナーの啓発に取り組み、安全な道路環境に努めます。 ・ ため池やその周辺環境について、治水の安全管理に努めます。 <p>【自然環境、景観の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路や地区内の道路沿道について、花や樹木を植えるなどの景観の向上に努めます。 ・ 空き家や荒れ地の適切な管理の啓発に努めます。 <p>【農業の活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イノシシなどによる農作物への獣害対策に取り組みます。 ・ 長期的には米などの特産品のブランド化を目指します。 <p>【コミュニティの維持・活性化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な声掛けや行事参加など、世代を超えた交流を大切に心がけます。
	活かす	<p>【地域資源の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割れ岩は、地域の貴重な歴史文化、観光資源として管理保全を続けるとともに、多くの人を訪れられるように、駐車場や案内板の管理に努めます。 ・ 公民館は住民同士の交流のためにふれあい喫茶や体験教室の実施などに活用していきます。 ・ 高齢者が楽しめる空間の創出に努めます。 ・ 地域資源を活かした誰でも楽しめる地区の交流行事の実施に取り組みます。
備考	まちづくりの ルール	<p>【まちづくり協定】</p> <p>丸山地区には、まちづくりのルール（協定）があります。建物等を建築しようとする者は、丸山地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】</p> <p>地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】</p> <p>丸山地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>